神奈川県民間建築物吹付けアスベスト等補助事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１　この要綱は、民間建築物に吹付けられたアスベストの飛散による県民の健康障害を予防し、その生命及び身体の保護を図るため、神奈川県（以下「県」という。）が、社会資本整備総合交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に規定する住宅・建築物アスベスト改修事業に基づき、不特定多数の者等が利用する民間建築物のアスベスト含有調査に関する事業に対し、予算の範囲内で、神奈川県民間建築物吹付けアスベスト等補助事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２　この要綱で定める用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるもののほか、建築基準法、交付要綱及び国の関係通知の定めるところによる。

(1)　吹付けアスベスト等

吹付けアスベスト及び吹付けロックウールでその含有するアスベストの重量が当該建築材料の重量の0.1パーセントを超えるものをいう。

(2)　アスベスト含有調査

建築物の吹付け建材について行うアスベスト含有の有無に係る調査をいう。

(3)　含有調査対象吹付け建材

吹付けアスベスト、吹付けロックウール、吹付けパーライト及び吹付けバーミキュライト（ひる石）をいう。

(4)　民間建築物

国、地方公共団体又はこれらに準じる者が所有する建築物以外の建築物をいう。

(5)　建築物石綿含有建材調査者

建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第１号）第２条第２項又は第３項に規定する者

(補助対象建築物)

第３　補助の対象となる建築物は次の各号に掲げる建築物で、建築基準法に違反していないものとする。

1. 平成元年以前に建築確認を得て着工された民間建築物で次のア又はイに該当するも

　 の

ア　不特定多数の者が利用する延べ面積300平方メートル以上1000平方メートル未満の建築物

イ　エレベーターがある建築物(エレベーターの昇降路又は機械室の部分に限る)

(2)　その他知事が認めるもの

２　不特定多数の者が利用する建築物は次の各号に掲げるものとする。

(1)　集会場その他の建築基準法別表第一(い)欄(一)項に掲げる用途であるもの

(2)　ホテル及び旅館

(3)　飲食店、物販店舗その他の建築基準法別表第一(い)欄(四)項に掲げる用途であるもの

（交付要件）

第４　この要綱に基づき補助金の交付を受けようとする者が行う事業は、次の各号に適合するものでなければならない。

(1)　第３に規定する補助対象建築物を自ら所有する者又は建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）に定める区分所有者の団体若しくは管理者が行うもの。

(2)　施工された吹付け建材が含有調査対象吹付け建材であるもの。

(3)　建築物石綿含有建材調査者がアスベスト含有調査を実施するもの。

(4)　アスベスト含有調査に関し、この要綱に基づく補助金以外の補助金の交付を受けていないもの。

（対象地域）

第５　この要綱に基づき行われる事業の対象地域は、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市及び大和市を除く神奈川県全域とする。

（補助金の額）

第６　補助事業等の補助金の額は、予算の範囲内において、アスベスト含有調査に要する費用以内の額とし、１検体当たり16万円、１棟当たり25万円を限度とする。

２　補助金の額の算定に当たっては、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第７　補助金の交付を受けようとする者は、規則第３条第１項の規定により、神奈川県民間建築物吹付けアスベスト等補助事業費補助金交付申請書（第１号様式）に別に定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

２　補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うにあたって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除額が明らかでないものについては、この限りではない。

３　知事は、補助金の交付を決定したときは、神奈川県民間建築物吹付けアスベスト等補助事業費補助金交付決定通知書（第２号様式）により、補助金の交付を受けようとする者に通知するものとする。

（暴力団排除）

第８　神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に基づき、補助金の交付を受けようとする者が次の各号に該当する場合は、補助金の交付対象としない。

(1)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団

(3) 法人にあっては、代表者又は役員のうちに第１号に規定する暴力団員に該当する者があるもの

(4) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が第１号に規定する暴力団員に該当するもの

２　知事は、必要に応じ補助金の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

３　知事は、補助事業者が第１項各号のいずれかに該当するときは、当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（交付の条件）

第９　規則第５条の規定による条件は、次のとおりとする。

(1)　補助事業等に着手した場合は、速やかに知事に報告しなければならない。

(2)　補助事業等の内容又は交付決定額の基礎となった補助事業等に要する経費に20パーセントを超える経費の変更が生じた場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。

(3)　補助事業等を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。

(4)　補助事業等が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

（変更等の承認）

第10　第９第２号及び第３号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、神奈川県

民間建築物吹付けアスベスト等補助事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第３

号様式）に変更の内容及び理由又は中止、廃止の理由を記載した書類を添付して知事に

提出しなければならない。

２ 知事は第１項の申請書の内容を審査し、変更、中止又は廃止を承認したときは、神奈川県民間建築物吹付けアスベスト等補助事業費補助金変更（中止・廃止）承認通知書（第４号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（変更の申請）

第11　補助金の変更交付を受けようとする者は、神奈川県民間建築物吹付けアスベスト等補助事業費補助金変更交付申請書（第５号様式）に別に定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

２　 知事は、補助金の変更交付を決定したときは、神奈川県民間建築物吹付けアスベスト等補助事業費補助金変更交付決定通知書（第６号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（申請の取り下げができる期間）

第12　規則第８条第１項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

（状況報告）

第13　規則第10条の規定により、交付決定事業の施行状況及び経理状況の報告を求められた補助事業者は、知事が指定する期日までに、知事に神奈川県民間建築物吹付けアスベスト等補助事業費補助金実施状況報告書（第７号様式）を提出しなければならない。

（実績報告）

第14　規則第12条第１項の規定による実績報告は、神奈川県民間建築物吹付けアスベスト等補助事業費補助金実績報告書（第８号様式）に別に定める書類を添付し、事業完了の日から30日を経過した日又は補助事業等の完了の日の属する県の会計年度の末日のいずれか早い日までに行わなければならない。

２　消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、前項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

（補助金の額の確定通知）

第15　知事は、規則第13条の規定により補助金の額を確定したときは、速やかに補助事業者に神奈川県民間建築物吹付けアスベスト等補助事業費補助金確定通知書（第９号様式）により通知するものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第16　消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書（第10号様式）により、速やかに知事に対して報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

２　知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入れ控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（財産の処分の制限）

第17　規則第17条ただし書きの規定により知事が定める期間は10年とする。

（書類の整備等）

第18　補助事業者は、補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

２　前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から10年間保存しなければならない。

３　補助事業者が法人その他の団体である場合であって、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

（届出事項）

第19　補助事業者は、住所又は氏名を変更したときは速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

（その他）

第20　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項については、知事が別に定める。

　　附　則

　　この要綱は、平成31年４月１日から施行する。

　　附　則

　　この要綱は、令和３年10月22日から施行する。

第１号様式（用紙　日本産業規格A4縦長型）

（第７関係）

　令和　　年　　月　　日

　神奈川県知事　殿

申請者　住　　所

郵便番号

ふりがな

氏　　名（法人にあつては、名称及び代表者氏名）

生年月日　H.S.T　　年　　月　　日生

印

令和　　年度　神奈川県民間建築物吹付けアスベスト等補助事業費補助金交付申請書

　令和　　年度　神奈川県民間建築物吹付けアスベスト等補助事業費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

　なお、暴力団員でないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて異論ありません。

１　補助事業等の目的及び内容

　　別添　補助金交付申請書内訳書（要領第１号様式）のとおり

２　補助事業等の着手及び完了の予定期日

　別添　補助金交付申請書内訳書（要領第１号様式）のとおり

３　交付申請額　　　　　　　　　　　　　　千円

４　交付申請額の算出方法

　　別添　補助金交付申請書内訳書（要領第１号様式）のとおり

５　補助事業の経費の配分及び経費の使用方法

別添　補助金交付申請書内訳書（要領第１号様式）のとおり

担当者

連絡先電話

　(注意)

　申請者が法人の場合は、生年月日の記載は不要です。

第２号様式（用紙　日本産業規格A4縦長型）

（第７関係）

第　　　　号

令和　年　月　日

　補助事業者　様

神奈川県知事

令和　年度 神奈川県民間建築物吹付けアスベスト等補助事業費補助金交付決定通知書

　令和　年　月　日付けで申請のありました標記補助金については、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）第４条第１項の規定により、次のとおり決定したので、規則第６条の規定により通知します。

　１　交付決定額　　　　　　　　　　　千円

　２　交付時期

　３　補助条件

(1)　この補助金の対象となる事業の内容及び補助事業等の経費の配分は、令和　年　月　日付けの補助金交付申請書のとおりとします。

(2)　補助事業等に着手した場合は、速やかに知事に報告しなければなりません。

(3)　補助事業等の内容または交付決定額の基礎となった補助事業等に要する経費に変更が生じた場合は、速やかに知事の承認を受けなければなりません。

(4)　補助事業等が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければなりません。

(5)　次の場合、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。　また、取り消した部分に係る補助金を返還させ、補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95 パーセントの割合で計算した加算金を徴収することがあります。

ア　偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき

イ　補助金等を他の用途に使用したときその他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき

(6)　補助事業等により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物、設備、その他の財産を補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとするときは知事の承認を受けなければなりません。

(7)　補助事業等により取得した財産は、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければなりません。

(8)　その他神奈川県民間建築物吹付けアスベスト等補助事業費補助金交付要綱及び神奈川県民間建築物吹付けアスベスト等補助事業費補助金交付要綱取扱要領に定めるところによるものとします。

　４　この補助金に係る実績報告は、事業完了の日から30日を経過した日又は補助事業等の完了の日の属する県の会計年度の末日のいずれか早い日までに行わなければなりません。また、この際に消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかなときは、これを補助金額から減額して報告しなければなりません。

　５　消費税の申告により当該補助金等に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときは、消費税仕入控除税額報告書を速やかに県に提出しなければなりません。

また、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定し、これを補助額から減額する必要がある場合には、その全部又は一部を減額又は県に返還することとなります。

（問合せ先　　　　　　　　　　　　）

第３号様式（用紙　日本産業規格A4縦長型）

（第10関係）

　令和　　年　　月　　日

　　神奈川県知事　殿

申請者　住　　所

氏　　名（法人にあつては、名称及び代表者氏名）　印

令和　　年度　神奈川県民間建築物吹付けアスベスト等補助事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書

令和　　年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定を受けた神奈川県民間建築物吹付けアスベスト等補助事業費補助金に係る補助事業等を次のとおり変更（中止、廃止）したいので承認を受けたく、関係書類を添えて申請します。

　１　変更の内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業の内容 | 変更前 | 変更後 |
|  |  |  |

　２　変更（中止、廃止）の理由

|  |
| --- |
|  |

担当者

連絡先電話

第４号様式（用紙　日本産業規格A4縦長型）

(第10関係)

第　　　　号

令和　年　月　日

　補助事業者　様

神奈川県知事

令和　　年度　神奈川県民間建築物吹付けアスベスト等補助事業費補助金変更

（中止・廃止）承認通知書

令和　年　月　日付けで提出されました神奈川県民間建築物吹付けアスベスト等補助事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書について、内容を審査した結果、変更（中止・廃止）を承認しましたので通知します。

つきましては、交付決定額に変更がある場合は、第11の規定に基づき神奈川県民間建築物吹付けアスベスト等補助事業費補助金変更交付申請書を提出してください。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（問合せ先　　　　　　　　　　　　　　　）

第５号様式（用紙　日本産業規格A4縦長型）

（第11関係）

　令和　　年　　月　　日

　神奈川県知事　殿

申請者　住　　所

氏　　名（法人にあつては、名称及び代表者氏名）　印

令和　　年度　神奈川県民間建築物吹付けアスベスト等補助事業費補助金変更交付申請書

　令和　　年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定を受けた神奈川県民間建築物吹付けアスベスト等補助事業費補助金について変更交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

１　補助事業等の目的及び内容

　　別添　補助金変更交付申請書内訳書（要領第６号様式）のとおり

２　補助事業等の着手及び完了の予定期日

　別添　補助金変更交付申請書内訳書（要領第６号様式）のとおり

３　交付申請額　　　　　　　　　　　　　　千円

　　　既決定額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　千円

　　　今回変更交付申請額　　　　　　　　　　　　　　千円

４　交付申請額の算出方法

　　別添　補助金変更交付申請書内訳書（要領第６号様式）のとおり

５　補助事業等の経費の配分及び経費の使用方法

別添　補助金変更交付申請書内訳書（要領第６号様式）のとおり

担当者

連絡先電話

第６号様式（用紙　日本産業規格A4縦長型）

(第11関係)

第　　　　号

令和　年　月　日

　補助事業者　様

神奈川県知事

令和　　年度 神奈川県民間建築物吹付けアスベスト等補助事業費補助金

変更交付決定通知書

令和　年　月　日付けで申請のありました標記補助金については、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）第８条第１項の規定により、次のとおり決定したので、規則第８条第３項の規定により通知します。

　１　補助金額　　　　　　　　　　　　千円

　　　　既決定額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　千円

　　　　今回変更（追加・減額）交付決定額　　　　　　　千円

２　補助条件

⑴　この補助金変更の対象となる事業の内容及び補助事業等の経費の配分は、令和　年　月　日付けで申請のあった令和　　年度神奈川県民間建築物吹付けアスベスト等補助事業費補助金変更交付申請書のとおりとします。

(2) その他の交付条件については、令和　　年　　月　　日付け　　　第　　　号の交付決定通知書のとおりとするほか、神奈川県民間建築物吹付けアスベスト等補助事業費補助金交付要綱及び神奈川県民間建築物吹付けアスベスト等補助事業費補助金交付要綱取扱要領に定めるところによるものとします。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（問合せ先　　　　　　　　　　　　　　　）

第７号様式（用紙　日本産業規格A4縦長型）

（第13関係）

　令和　　年　　月　　日

　　神奈川県知事　殿

報告者　住　　所

氏　　名（法人にあつては、名称及び代表者氏名）　印

神奈川県民間建築物吹付けアスベスト等補助事業費補助金実施状況報告書

令和　　年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定を受けた神奈川県民間建築物吹付けアスベスト等補助事業費補助金に係る補助事業等の令和　　 年　　月　　日現在における実施状況を、次のとおり報告します。

　１　補助事業等の執行状況

　２　補助事業等の経費の執行状況

担当者

連絡先電話

第８号様式（用紙　日本産業規格A4縦長型）

（第14関係）

　令和　　年　　月　　日

　神奈川県知事　殿

報告者　住　　所

氏　　名（法人にあつては、名称及び代表者氏名）　印

令和　　年度　神奈川県民間建築物吹付けアスベスト等補助事業費補助金

実績報告書

　令和　年　月　日付け　　第　　号で交付決定を受けた標記の事業が完了したので、関係書類を添えて次のとおり報告します。

　　　交付決定額　　　　　　　　　　　　　　　　千円

　　　実　績　額　　　　　　　　　　　　　　　　千円

　　　不　用　額　　　　　　　　　　　　　　　　千円

担当者

連絡先電話

第９号様式（用紙　日本産業規格A4縦長型）

(第15関係)

第　　　　号

令和　年　月　日

　補助事業者　様

神奈川県知事

令和　年度 神奈川県民間建築物吹付けアスベスト等補助事業費補助金確定

通知書

　令和　年　月　日付けで実績報告のあった令和　年度神奈川県民間建築物吹付けアスベスト等補助事業費補助金については、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号）第13条の規定により、次のとおり確定しましたので通知します。

　１　補助金交付決定額　　　　　　　　　　　千円

　２　補助金確定額　　　　　　　　　　　　　千円

（問合せ先　　　　　　　　　　　　　）

第10号様式（用紙　日本産業規格A4縦長型）

（第16関係）

　令和　　年　　月　　日

神奈川県知事　殿

報告者　住　　所

氏　　名（法人にあつては、名称及び代表者氏名）　印

令和　　年度　消費税仕入控除税額報告書

令和　年　月　日付け　　第　　号で交付決定を受けた神奈川県民間建築物吹付けアスベスト等補助事業費補助金に係る消費税仕入控除税額について、次のとおり報告します。

１　補助金の額の確定額　　　　　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　円

２　消費税の申告の有無（どちらかを選択）　　　　　　　　　　有　　　・　　　無

（２で「無」を選択の場合は以下不要）

３　仕入控除税額の計算方法（どちらかを選択）　　　　　　　一般課税　・　　簡易課税

（３で「簡易課税」を選択の場合は以下不要）

４　補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額　　　金　　　　　　　円

５　消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額　　　　金　　　　　　　円

６　補助金返還相当額（５から４の額を差し引いた額）　　　金　　　　　　　円

（注）１　別紙として積算の内訳を添付してください。

２　補助金返還相当額がない場合であっても、報告してください。

担当者

連絡先電話